

ちよっとためになる お金 の話

ファイナンシャル・プランナー
FP角山の

こんには。子育て世代専門のFP
（ファイナンシャルプランナー）角山です。

今年も残り約3カ月になりました。年
末になるとバタバタしてしまいますので
今年のうちにまだできることをやってい
きましょう。まずは**ふるさと納税**です！

昨年も年末にお伝えしましたが、年
末過ぎて何も出来なかったとの声をも
らいましたので、早めにお伝えします。
ふるさと納税とは、自分の選んだ自
治体に寄付（ふるさと納税）をします。

寄付額のうち、2000円を越える
部分について、所得税と住民税から全額
が控除される制度です（※自分が住んで
いる自治体へは寄付は可能ですが、返礼品
はもらえません）。

【手続きの流れ】

① 上限額を調べる（検索で「ふるさと
納税上限額」と入れると計算でき
ます。その際に源泉徴収票があると
便利です）。

② 寄付したい自治体がありましたら、
申し込みをしましょう。その
際にクレジットカード払いができる
のでその場で手続きは完了し
ます。

③ お礼の品が届く。品物によっては
年明けになりますが、申し込みが
完了してしましたら、問題ないで
す。また、寄付金受領証が届きま
す（※寄付金控除の手続きは確定
申告、ワンストップ制度を利用する
こととなります）。

ワンストップ制度とは、1年間の寄付
先が5自治体以内で自治体へ申請書を
送付すれば完了です（自治体によつては

オンラインで完了します）。

会社員で確定申告をしていないとい
う方には便利かと思えます。申請書を
送付する場合は、翌年の1月10日（必
着）になりますので**ご注意ください**。

【変更点】

返礼品は、寄付金額の50%以内と言
うルールがあります。これが厳格化され、
経費を含めて寄付額の50%以内と定め
られました。経費などを含めると、50%
を超える自治体があったようで、この辺
りが厳格化されました。

次に、熟成肉と精米は、同じ都道府県
内の原料のみ使用できるようになりました。
右記2つは、10月からの変更になりま
す。右記2つは、10月からの変更にな
ります。これにより、返礼品の容量が
減ってしまった、同じものでも寄付金
額の上昇の可能性があったり、返礼品の
廃止もあるかなと思います。

もし、考えているようでしたら、早め
にした方が良いかもしれませんね。

慣れていないと難しそうですが、慣れ
れば非常に簡単です。悩まれている方は
ぜひ、トライしてみてください！

最後までお読み頂きまして、ありがと
うございました。来月も良かったら、見
てくださーいね！

HUG HUG特典 **無料相談は要予約**
角山先生と1対1で相談（相談時間：1時間 無料）
&
家計診断（ライフプラン）作成プレゼント



無料相談をご希望の方は、メールにて受け付けています。
①氏名 ②メールアドレス ③電話番号 ④ご希望の日時を
明記し、「info@hughug-town.com」までお送りください。



角山 大尚

約18年前より独立し、ファイ
ナンシャルプランナーとして
セミナーや個別相談会を全
国各地で開催。個別で勉強
して身につけた知識をどう
実生活に活かしていくのか
をアドバイスしている。